

賃上げ支援資金

賃上げを実施又は予定しており、かつ、生産性向上や価格転嫁に取り組む中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

融資対象事業者

沖縄県信用保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれにも該当するもの。

- 1 令和7年10月1日から令和8年9月30日までに事業所内の最低賃金（時給又は時給換算）を3.0%以上引き上げることを実施又は実施予定のもの。
- 2 賃上げに向けた生産性向上や価格転嫁等に取り組むもの。

備考

- 1 取扱期間は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに信用保証協会が保証申込み受付をし、当該期間に金融機関が融資実行を行ったものとする。

融資内容

融資限度額：1企業、1組合当たり3,000万円以内

融資利率：1.98%

融資期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保証料：0.00%（県が全額補助※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用）

担保・保証人：担保 必要に応じて求めます。

保証人 原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請先

取扱金融機関に直接申込み

※ 必要書類・申込様式は沖縄県商工労働部中小企業支援課 HP（右下）にてご確認ください。

事業スキーム等

● 手続フロー図

